

伊勢崎市立境東小学校いじめ防止基本方針

はじめに

近年、学校教育において「いじめ問題」は生徒指導上の重要課題となっています。最近では、SNS や LINE などネット上での新たな「いじめ問題」が生じるなど、ますます複雑化・潜在化しています。

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成29年3月14日には「いじめ防止等のための基本的な方針（国の方針）」が改定されたことから、群馬県におきましても、平成25年12月に策定された「群馬県いじめ防止基本方針」が平成29年12月に改定されました。

本校では、国及び県の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、校長のリーダーシップのもと、すべての教職員がいじめという行為を許さず、いじめ問題への指導に取り組む基本姿勢を十分に理解し、指導・支援を推進するために「境東小学校いじめ防止基本方針」を改定しました。

この基本方針は、境東小学校のすべての児童が、楽しく学校生活を送れるよう、保護者が安心して学校へ登校させられるように、一人一人の教職員がいじめ根絶に向け、総合的かつ効果的に取り組むための基本姿勢を示したものです。

平成30年4月

伊勢崎市立境東小学校

I いじめに対する基本認識

いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。どの子供にもどの学級にも起こり得るという基本認識のもと、学校や家庭、地域が一体となり、未然防止と早期発見・早期対応に、積極的に取り組むことが重要である。

学校は子供たちにとって、楽しく学び、生き生きと活動できる場でなければならない。子供たち一人一人が大切にされ、自分の存在感や自己実現の喜びを実感できるような学校でなければならない。学校にはいじめの問題の解決について大きな責任がある。よって境東小学校は、「いじめを絶対に許さない学校」であらねばならない。

いじめ問題への取組にあたり、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。とりわけ、「支持的風土に満ちた温かい学級経営」が、いじめの未然防止に密接にかかわっており、すべての教職員が日々の教育活動の中でその充実が求められていることを深く認識する。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校、子供たちが安心して学べる学校」をつくる。
- (2) いじめられている子供の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子供に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

1 いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。

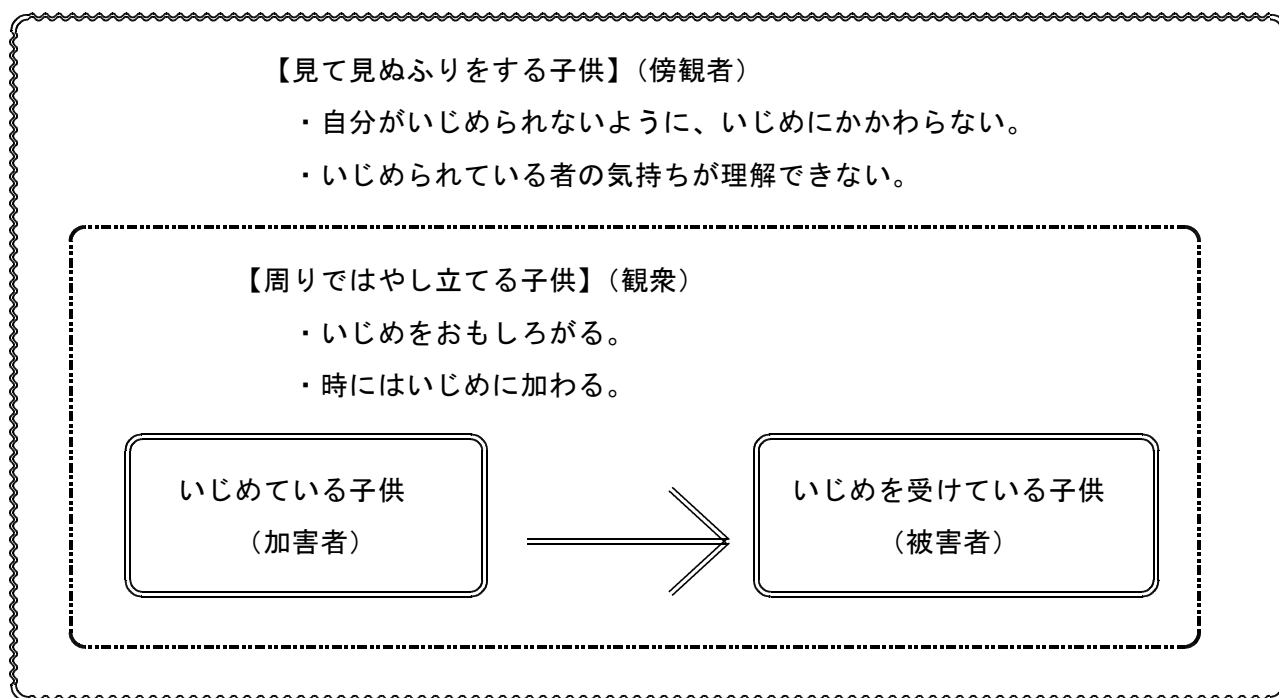
個々の行為が「いじめ」、に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【平成 18 年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめの態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめの構造



<注意点>

- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。いじめられる側に責めを負わせることがあってはならない。問題はいじめる側にあり、観衆や傍観者の立場にいる子供たちがいじめを助長している。
- ・いじめは、家庭教育のあり方に大きなかかわりをもっている。

4 いじめ防止のための基本姿勢

- (1) いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) いじめられた児童の心や体に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。
- (4) 児童が自発的・自主的にいじめを考え、改善に向けた活動を進められるよう、児童が主体となって活動する場を設定する。
- (5) いじめの未然防止・早期発見のために様々な手段を講じる。
- (6) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく、関係機関等と連携し解決にあたる。
- (7) 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

Ⅱ いじめ防止に向けた取組について

1 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ①「境東小学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長自身が人権講話を行い、温かい人間関係を基盤とした学校生活を学校全体で創りあげていくことを宣言する。
- ②児童代表委員会を中核とした児童主体の「いじめ防止」に係る活動を推進する。各学級で「いじめ防止」に向けて自分たちにできることを話し合い、児童の実践的な活動に結びつける。また、境南中学校区「いじめ防止会議」での話し合いを学校に反映させ、活動を深化発展させる。
- ③特別の教科「道徳」の時間を中心に教育活動全体で「自他を大切にする」「命を大切にする」指導を充実させる。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。
- ④担任は、児童に受容的、共感的に接し、一人一人のよさが発揮され互いに認め合える学級経営に努める。特に、学校として配慮が必要な児童については、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。そして、学級のルールや規範、正しい言葉遣いがきちんと守られる指導を行う。児童の実態を、質問紙調査（なかよしアンケート等）や日常の観察、欠席・遅刻状況等で把握する。

(2) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動の推進

① 児童一人一人が活躍できる学習活動の充実

「楽しい授業」「よく分かる授業」を通して、児童一人一人が活躍し学び合える学習環境をつくる。児童に基礎・基本の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力などの能力を育成し、確かな学力の向上に努める。また、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる共感的理解と支持的風土を基盤とした学年・学級経営を推進し、基本的生活習慣の定着と好ましい人間関係の醸成に努める。

② 児童の主体的な活動への支援

「健康な心や体づくりなどの基本的生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・いじめを自分のこととして捉え、考え、話し合う活動の推進
- ・縦割り班活動等での異学年交流を充実
- ・児童集会の運営等、児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

③ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等の時間を活用し、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、いろいろな友だちがいる学級の中に自分が存在することを実感させる。友だちとの折り合いを通して自尊感情と信頼感が生まれ、明るく楽しい学校生活を送ることができることに気付かせる。

また、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等の人間関係づくりのためのエクササイズを通して、人との関わり方を身に付けさせる。

④ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間指導計画において、表現力、思考力、判断力を育成する項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

⑤ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、各教科、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

2 いじめの早期発見のための手立て

(1) 日々の観察

○「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けておく。

(2) 観察の視点と対応

○学級内の人間関係やグループ形成を注意深く把握し、言動や力関係に着目し、気になる言動については、適切に対応する。

○「遅刻・欠席が増える」「グループ活動で一人になっている」「机を離されている」「元気がない」「学習意欲が下がっている」「担任のそばにすることが多い」「服や靴が汚れている」「持ち物が隠される」等、様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、学年会や生徒指導部会の場で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を観察し、見守る。

○様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけ児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「いじめ防止推進委員会」や教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

(3) いじめ実態調査アンケート

○学校生活に関する「なかよしアンケート」を月1回行い、児童の悩みや人間関係を把握して、いじめの初期対応を確実にを行う学校にする。

○年2回実施する学校評価にいじめ防止の取組を位置付け、「学校評価児童向け」の結果から、学校生活の満足度等を把握する。

(4) 相談しやすい環境づくり

○本人からの訴え

・心身の安全を保証する（日頃から「よく言ってくれたね。、全力で守るからね。」と教師の姿勢を伝えるとともに、態度で示す）。

・事実関係や気持ちに傾聴する。

○周りの児童からの訴え

・「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動をたたえ、情報の発信源は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

・いじめを伝えたことにより、その児童への新たないじめが発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○保護者からの訴え

・わが子のいじめに気付いたときに、逡巡することなく学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

・問題が起きてない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスであり、日頃から児童のよいところ気になるところ等の学校の様子を伝えておく。

Ⅲ いじめへの対処に関する方針について

1 いじめの早期解決に向けて

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。具体的には、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

また、重篤な場合は、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

(1) いじめ対応の基本的な凍れ

①いじめ情報のキャッチ

②正確な実態把握（事実確認と情報の共有）

③指導体制・方針の決定

④児童への指導・支援とともに、保護者との連携

⑤今後の対応の共有

⑥重大な事案の場合は、教育委員会に報告するとともに、警察へ通報する。

また、「境東小学校いじめ問題調査委員会」を招集する。

(2) いじめ発見時の緊急対応（いじめられている児童を守り通す）

○いじめられている児童に対して

・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで児童の心の安定を図る。

・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

・必ず解決できる希望がもてることを伝える。

・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

・いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや学習生活相談員、教育相談担当教諭、養護教諭と連携をとりながら、指導支援を行っていく。

○いじめられている児童の保護者に対して

・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。

- ・学校の方針を伝え、今後の対応について理解を求める。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、どの、ような些細なことでも相談するよう伝える。

○いじめている児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝えよりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

○いじめている児童の保護者に対して

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、親としての今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

○まわりの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を、学級、学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめに気付いて訴える行為は、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

○継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行っていく。
- ・いじめ解消の判断は、①少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること、②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件をもって判断する。
- ・教育相談、日記、連絡帳等で積極的にかかわり、その後の状況の把握に努める。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、ほめたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童・いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくり、学校づくりへの取組を強化する。

○家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

2 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

①「生徒指導部会」

月1回、生徒指導主任を中心に、校長、教頭、教務主任、各学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当教諭、養護教諭が、生徒指導全般についての協議とともに、問題傾向を有する児童の現状や指導についての情報交換及び共通行動（指導・支援）について話し合う。

②「いじめ防止推進委員会」

いじめ防止に関する対策を実効的に行うため、いじめ防止推進委員会を設置する。

「いじめ防止」に関する諸資料の提示・解説を通して、教職員への啓発を行う。また、「境東小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ発生時における対応マニュアル」「いじめ発見チェックシート」等を作成する。「なかよしアンケート」の結果を分析し、実態把握に基づいた「いじめの未然防止」の指導及び指導体制について点検評価を行う。委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当教諭、養護教諭である。必要に応じて委員会を開催する。

③「いじめ対策委員会」

いじめ事例が発生した時点で招集され、いじめ問題解決に向け、実効的な取組を開始する。いじめ情報の迅速な共有、事実関係の聴取、対応方針の決定、保護者対応等を組織的に進める。校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、当該学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。いじめが解決した時点で解散する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

①「境東小学校いじめ問題調査委員会」

重大ないじめ問題が発生した時に、早期解決及び全体的な指導体制を進めるための外部組織として、「境東小学校いじめ問題調査委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、当該学年主任、学校評議員代表、PTA 会長、主任児童委員、スクールカウンセラー、児童相談所関係職員等である。校長は、市教育委員会に報告し方針を共有した後、「境東小学校いじめ問題調査委員会」の開催を各委員に依頼する。